

にゃんがたセンタークリニック猫の不妊手術専門病院運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人新潟県動物愛護協会（以下、「協会」という。）が設置するにゃんがたセンタークリニック猫の不妊手術専門病院（以下、「NCC」という。）の運営に必要な事項を協議決定するために、NCC運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議決定する。

- 一 NCCの運営に関する事項
- 二 NCCの資金管理に関する事項
- 三 行政、動物愛護団体等との連携に関する事項
- 四 その他必要と認めた事項

(構成員)

第3条 委員会の委員は、NCCの開設及び運営に携わる次の各号に掲げる者の中から、協会の事務局長が選出し、協会の理事会の承認を経て、協会会長が任命する。

- 一 協会の理事
 - 二 NCCに登録されている協力獣医師の班長又は副班長
 - 三 別に定める認定登録愛護団体等の代表等
 - 四 新潟市動物愛護センター所長
 - 五 その他協会の事務局長が必要と認め指定する者
- なお、委員の人数については、各号から複数人の参加を認めるものとする。

2 委員の任期は2年間とするが、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。